

平成24年4月18日
総合環境政策局環境教育推進室

環境保全の意欲の増進および環境教育の推進に関する 基本方針の改正について

1. これまでの経緯

- H15.7 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（旧法）の成立（議員立法、全会一致 主要議員：小林守（民）、鈴木恒夫（自）、田端正弘（公））
- H16.9 旧法に基づく基本方針（第一次）の閣議決定

その後、京都議定書の発効、生物多様性条約の締結、第二次循環型社会形成推進基本計画の制定等環境問題を取り巻く情勢が変化

- H23.6 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（改正法）の成立（議員立法、全会一致 主要議員：田島一成（民）、吉野正芳（自）、江田康幸（公））
- H23.7 「今後の環境教育・普及啓発のあり方を考える検討チーム」（座長：樋高剛元環境大臣政務官）報告書の公表（環境教育が目指すべき人間像、求められる能力等）

2. 今後のスケジュール（予定）

- H24.4.16 環境教育等推進専門家会議における審議（最終回。H23.10 から全5回開催）
- H24.5 パブリックコメント
- H24.6 下旬 基本方針（第二次）の閣議決定



3. 基本方針改正の主なポイント

(1) 法改正の反映

- 協働取組の在り方について新たに規定
- 学校教育における環境教育の充実
- 環境教育に関わる団体の支援方策等について新たに規定等

(2) 第一次基本方針制定（H16）以降の情勢の変化の反映

- 地球温暖化、生物多様性保全、循環型社会形成等の最近の動きへの対応
- 教育基本法の改正（教育目標に「環境の保全に寄与する態度を養うこと」が規定）への対応等

(3) 環境教育等推進専門家会議における議論の反映

- 地域の身近な環境問題への取組を体験させ、実感を伴わせることが重要
- 環境教育を担う人材の育成のみならず、それが活用される機会を創ることも重要等

(4) その他

- 「今後の環境教育・普及啓発のあり方を考える検討チーム」報告書の反映
- 第一次基本方針の表現の簡素化等